

税務情報

国税庁 - 「ストックオプションに対する課税(Q&A)」の改訂

国税庁は 「ストックオプションに対する課税(Q&A)(情報)」(2024年 11月 13日付)のページにおいて、ストックオプションに関する税務上の一般的な取扱いについて質疑応答形式で取りまとめた Q&A の改訂版を公表しました。

■ ストックオプションに対する課税(Q&A)(PDF 1,120KB)

この Q&A は、2023 年 5 月 30 日に初版が公表 $^{(*1)}$ されたもので、同年 7 月 7 日には、税制適格ストックオプションの株価算定ルールに関する改正通達等を踏まえた改訂版(以下、「第 2 版」)が公表 $^{(*2)}$ されていました。第 3 版となる今回は、2024 年度税制改正等を踏まえた改訂が行われています。

- (*1) 初版の公表は、e-Tax News No.280 「国税庁ーストックオプションに係る 税務上の取扱いに関する情報の公表 (2023 年 5 月 31 日発行) でお知らせ しています。
- (*2) 第2版の公表は、e-Tax News No.287 「国税庁-ストックオプション関連情報の公表」(2023年7月10日発行)でお知らせしています。

2024 年度税制改正では、税制適格ストックオプションに係る要件が見直され、①一定の株式会社が付与するストックオプションに係る権利行使価額の年間の合計額の限度額が引き上げられるとともに、②ストックオプションの行使により取得した譲渡制限株式について、証券会社等による株式の保管委託に代えてその発行会社による株式の管理も可能とされる等の措置が講じられました。

今回の改訂では、上記①及び②の改正の内容が反映(問 6、問 11 及び問 12)されるとともに、たとえば以下の内容が追加されています。

【問6 税制適格ストックオプションの課税関係】

税制適格ストックオプションに係る要件のひとつに、「ストックオプションの行使は、その契約の基となった付与決議の日後 2 年を経過した日からその付与決議の日後 10 年(一定の場合には 15 年)を経過する日までの間に行わなければならない」とする要件があります。第 2 版では、「付与決議の日」はストックオプションの「割当てに関する決議の日」をいうことが示されていましたが、この「割当てに関する決議の日」について、以下の内容が追記されました。



• 「割当てに関する決議」とは、会社法第 243 条(募集新株予約権の割当て) 第 2 項の決議(その決議の後に同法第 238 条(募集事項の決定)第 2 項の 決議が行われる場合には、その決議)をいうが、募集新株予約権の総数の引 受けを行う契約を締結する場合には、実質的に対象者に新株予約権が与えら れることとなる同法第 238 条(募集事項の決定)第 2 項の決議(その決議の 後にその契約の承認の決議(同法第 244 条(募集新株予約権の申込み及び割 当てに関する特則)第 3 項)が行われる場合には、その決議)をいう。

【問 10 税制適格ストックオプションの権利行使価額(契約変更)】

税制適格ストックオプションは、「新株予約権に係る契約により与えられた新株 予約権をその契約に従って行使する」ことが要件とされているため、その契約 で定めた事項を変更した場合には、原則として、税制適格ストックオプション に該当しないこととなります。

この点に関し、以下の内容が追記されました。

- 税制適格ストックオプションに係る要件と何ら関係のない事項に関する契約の変更や、変更後の契約に従って権利を行使したとしても当初の契約に反した権利の行使とならない場合における契約の変更であれば、契約の変更後もその権利行使は当初の契約に従って行われるものと同様と認められるため、税制適格ストックオプションとして取り扱って差し支えない。
- なお、新株予約権に係る登記事項の内容の変更は、税制適格ストックオプションの適用に当たり考慮されるものではない。

また、第 2 版では、税制適格ストックオプションに係る要件を満たしている契約について、2023 年 7 月の通達改正 (*) 後に権利行使価額を引き下げる契約変更を行った場合で、かつ、その契約変更後の権利行使価額が同通達に定める権利行使価額に関する要件を満たしているときは、税制適格ストックオプションとして認められることになることが示されていました。

この点に関し、以下の内容が追記されました。

- 同通達に定める権利行使価額に関する要件は、その契約変更を行った時ではなく、税制適格ストックオプションの付与に係る契約を締結した時において同通達によって算定した場合の 1 株当たりの価額により判定する。
- (*) 改正通達の概要、発遣のお知らせ及び国税庁による解説については以下の e-Tax News でお知らせしています。
 - ▶ e-Tax News No.280 「国税庁ーストックオプションに係る税務上の取扱いに関する情報の公表(2023年5月31日発行)
 - ▶ e-Tax News No.287 <u>「国税庁ーストックオプション関連情報の公表」</u> (2023年7月10日発行)
 - ▶ e-Tax News No.290 「国税庁ーストックオプションに関する改正通達の 解説を公表」(2023年9月4日発行)



KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000 FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150 FAX: 06-4706-3881

∓450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F TEL: 052-569-5420 FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL: 075-353-1270 FAX: 075-353-1271 〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル**7** F TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F TEL: 092-712-6300 FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めて おりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナル が特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.